

# 東京情報大学学友会規程

制 定 平成 15 年 4 月 1 日

最近改正 令和 3 年 10 月 1 日

## 第一章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、東京情報大学学友会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、課外活動をとおして会員相互の親睦と研鑽を図ることにより自立と連帯の精神を養うとともに、東京情報大学の発展に寄与し、あわせて社会への貢献を果たすことを目的とする。

(会員)

第 3 条 本会は、東京情報大学の学部学生及び教職員をもって組織し、本会の会員の種別は、以下のとおりとする。

(1) 特別会員

特別会員は、東京情報大学の教職員とする。

(2) 正会員

正会員は、東京情報大学の学部学生とする。

## 第二章 組織及び役員

(部門)

第 4 条 本会に以下の部門を置く。

(1) 総務部

(2) 翔風祭実行本部

(3) 学科統一本部

(4) 課外活動団体

2 部門における内規等は別に定める。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。各役員を選出、任期及び役割は、別表 1 のとおりとする。

- |              |              |          |
|--------------|--------------|----------|
| (1) 会長       | 1 名          | (特別会員役員) |
| (2) 副会長      | 1 名          | (特別会員役員) |
| (3) 総務部長     | 1 名          | (特別会員役員) |
| (4) 翔風祭実行本部長 | 1 名          | (特別会員役員) |
| (5) 学科統一本部長  | 各学科 1 名      | (特別会員役員) |
| (6) 総務部執行委員  | 10 名以上       | (正会員役員)  |
| (7) 部長       | 各運動部・文化部 1 名 | (特別会員役員) |

(8) 顧問 各同好会 1名 (特別会員役員)

(監事)

第6条 本会に次の監事を置く。監事の選出、任期及び役割は、別表1のとおりとする。

(1) 監事 特別会員監事2名 (特別会員)  
正会員監事2名 (正会員)

なお、必要に応じて、特別会員監事として、外部の専門性を有する有識者に監事を委嘱することができるものとする。

(機関)

第7条 本会に次の機関を置き、会務の決定にあたる。

(1) 学友会役員会  
(2) 学友会代表者会議

2 学友会役員会、学友会代表者会議に関する内規は、別に定める。

(行事)

第8条 本会は次の行事を実施する。

(1) 学友会オリエンテーション  
(2) 学友杯レクリエーション大会  
(3) 翔風祭  
(4) 卒業パーティー

### 第三章 会計

(予算編成)

第9条 本会の予算編成は、総務部があたり、役員会の承認を得た後に公示するものとする。

(決算)

第10条 決算は監査を経て、役員会の承認を得た後に公示するものとする。

(運営費)

第11条 本会の運営費は、次をもってこれに充てる。

(1) 会員の会費  
(2) 助成金  
(3) 寄付金  
(4) その他

(会費)

第12条 会費は、別表第2のとおりとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

(会計処理)

第14条 本会の会計処理にあたっては、別に定める「東京情報大学学友会会計事務取扱細則」によるものとし、決算報告はすべて監事の監査を経なければならない。

#### 第四章 雑則

(表彰)

第15条 課外活動団体の活動において優秀な成績を収めた団体又は個人を表彰することができるものとする。

(改廃)

第16条 本規程の改廃については、役員会の議を経て学友会大会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第21条で定める会費の徴収は、平成15年度入学生からとする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 前項にかかわらず、平成22年度以前の入学生については、従前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第5条：役員，第6条：監事）

			人数	選任等	任期	役割	その他
(1)	役員 (第5条)	会長	1名	東京情報大学長	—	会務を総理する	
(2)	役員 (第5条)	副会長	1名	東京情報大学 総合情報学部長 又は看護学部長	—	会長に事故等があるときは，副会長がこれを代理する。	
(3)	役員 (第5条)	総務部長	1名	東京情報大学 学生部長	—	総務部の指導にあたり，会務を掌理する。	《総務部長補佐》 総務部に総務部長補佐を置くことができる。総務部長補佐は，特別会員から総務部長が推薦し，会長がこれを委嘱する。総務部長補佐は，総務部長の諮問及び総務部執行委員の相談に応える。
(4)	役員 (第5条)	翔風祭 実行本部長	1名	東京情報大学 総合情報学部長 又は看護学部長	—	翔風祭実行本部の指導にあたり，会務を掌理する。	
(5)	役員 (第5条)	学科統 一本部長	各学科 1名	東京情報大学 総合情報学科長 看護学科長	—	学科統一本部の指導にあたり，会務を掌理する。	
(6)	役員 (第5条)	総務部 執行委員	10名以上	正会員から公募し，役員会の承認を得る。	任期は1年とし，毎年3月31日までに選任する。但し，再任を妨げない。	執行委員は別に定める「東京情報大学学友会総務部内規」に則り会務を処理する。	
(7)	役員 (第5条)	部長	各運動部・文化部1名	特別会員から会長が委嘱する。	任期は2年とし，西暦偶数年の3月31日までに選任する。但し，再任を妨げない。	各部の責任者として部員の指導にあたる。	原則として複数の部の部長を兼ねることはできない。
(8)	役員 (第5条)	顧問	各同好会1名	特別会員から会長が委嘱する。	任期は2年とし，西暦偶数年の3月31日までに選任する。但し，再任を妨げない。	各同好会の責任者として会員の指導にあたる。	
(9)	監事 (第6条)	監事	特別会員2名 正会員2名	特別会員から2名，正会員から2名を会長が委嘱する。	任期は1年とし，毎年3月31日までに選任する。但し，再任を妨げない。	業務及び会計の監査にあたる。	他の役員と兼ねることはできない。

別表第2（第12条：会費）

会費 (年額)	1年次	2年次	3年次	4年次	備考
正会員	10,000円	20,000円	20,000円	20,000円	納付方法：大学の会計を経て，前期授業料納付期に納入する。
特別会員	本給月額額の100分の1を毎年6月末日までに納入する。				